

平成22年度 津市自治会長表彰 被表彰者の皆さん

11月24日、自治会長を10年間
務められた皆さんを表彰しまし
た(敬称略)。

上浜町3丁目北 中町	家城 正 角間 彦久	夢が丘 西里ノ上中	森本 祐史 服部 勲
丸之内本町3丁目 八町一丁目第2	村田 彰久 加藤 新吾	本郷町ニュータウン 寺町東	山口 康視 谷川 義憲
栗真町屋町志登茂	中村 直正		

問い合わせ 市民交流課 ☎229-3110 📠229-3366

教育委員会からのお知らせ

■小・中学校への入学手続き

4月に小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者の皆さんに、1月20日(木)付けで入学通知書を発送します。次のような場合は、教委学校教育課(各事務所)にご連絡ください。

- ①入学通知書が届かない
- ②入学通知書の記載事項に誤りがある

- ③就学指定校の変更許可を受けたい(下記参照)
 - ④入学通知書を受けとった後、転居などにより入学校が変更になる
- また、国・私立の小・中学校に入学する場合は、入学通知書に合格通知書の写しを添付して同課(各事務所)に届け出てください。

■小・中学校就学指定校の変更制度

市立小・中学校に入学する際には、居住する住所によって就学する学校(指定校)が決まっています。しかし、さまざまな事情により、指定校の変更を希望する場合は、変更のための許可基準を設けています。

指定校を変更し、兄弟姉妹が同一の学校へ就

学を希望する際も指定校を変更できます。また、指定校変更の許可には、申し立て事由に加え、通学経路の安全が十分に確保できることが必要です。

なお、状況に応じて添付書類が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

指定校変更を申し立てできる事由	許可期間
転居後も、これまで就学していた学校へ就学を希望するとき。	学年末まで
転居予定で、事前に転居予定先の学校へ就学を希望するとき。	原則として転居予定日から6カ月以内
住居の建て替えなどのために、一時的な居所から就学するとき。	原則として6カ月以内
保護者がその就労などにより、昼間、児童を保護することができないため、預かり先の祖父母などの住所地の小学校へ就学を希望するとき。	事由が消滅するまで
教育委員会が指定校の変更を認めている区域内に住所地があるとき。	卒業まで
身体的な事由、不登校の解消など教育上の事由、または特別な事由があるとき。	事由が消滅するまで(または教育長が認める期間)
住所地から指定校までの通学距離が2キロメートルを超える場合、通学距離が短縮できる小学校への就学を希望するとき。(転居・転入の児童、新1年生に適用)	卒業まで(変更後の小学校学区の中学校へも就学できます)

問い合わせ 教委学校教育課 ☎229-3245 📠229-3332、教委各事務所